# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
50	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

藤沢市長

### 公表日

令和7年10月8日

[令和6年10月 様式2]

### I 関連情報

#### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 国民健康保険に関する事務 国民健康保険法(以下「法」という。)、国民健康保険法施行令、国民健康保険法施行規則、藤沢市 国民健康保険条例、藤沢市国民健康保険条例施行規則に基づき、国民健康保険に関する事務とし て次の手続きを行っている。 (1) 国民健康保険資格確認書等の交付 (2) 資格確認書等交付申請の受理、申請内容の確認 藤沢市は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号 法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 市区町村の区域内に住所を有するに至ったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に 係る 届出の受理 確認 (2) 法第6条各号に該当しなくなったことによる国民健康保険の被保険者の資格取得に係る届出の 受 理、確認 (3) 世帯主の変更の届出の受理、確認 (4) 市区町村の区域内に住所を有しなくなったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の受理、 資格 喪失に係る事務 (5) 法第6条各号に該当するに至ったことによる被保険者の資格喪失に係る届出の受理、確認 (6) 特別の事情に関する届出の受理及び確認(限度額適用認定証の申請、返還) (7) 限度額適用認定証の返還の通知 (8) 非自発的失業者に係る保険料の軽減の届出の受理、確認(特例対象被保険者の届出) (9) 病院・障害者支援施設・入所施設等に入院、入所中又は入居中の者に関する届出の受理、確認 (10) 資格確認書等・高齢受給者証の返還の通知、返還、交付、再交付の申請、返 還(再交付申請後)、検認又は更新 (11) 被保険者の氏名変更の届出、世帯変更の届出及び確認 (12) 世帯主の住所変更又は特別の事情に関する届出の受理及び確認 (13) 基準収入額適用申請の受理、確認 (14) 一部負担金減免の申請の受理、証明書の交付 (15) 法による入院時食事療養費標準負担額減額の認定の申請の受理、認定、検認又は更新、認定 証 の再交付申請の受理、返還(再交付後) (16) 法による入院時食事療養費標準負担額減額に関する減額認定証を提出しなかったことにより支 払った額の支給の申請の受理、支給、保険外併用療養費支給の申請、支給 (17) 法による入院時生活療養費標準負担額減額の認定の申請の受理、認定 ②事務の概要 (18) 法による限度額適用・減額認定証を提出しなかったことによる入院時食事療養費又は入院時生 活 療養費の支払った額の支給の申請の受理、支給 (19) 療養費の支給申請・特別療養費に係る療養に関する届出・移送費の支給申請の受理 (20) 国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第一号又は第二号の保険者の認定の申請の受 理、認定(限度額適用認定証の申請の受理、認定)、交付 (21) 限度額適用認定証の検認又は更新(限度額適用認定証の返還)、再交付 (22) 国民健康保険法施行令第二十九条の四第一項第三号ハ若しくは二、第四号ハ若しくは二又は 第五 号ハの保険者の認定の申請の受理(限度額適用認定証・標準負担額適用認定の申請の受理)、 認 定(限度額適用認定証・標準負担額適用認定証の申請の認定) (23) 限度額適用認定証・標準負担額適用認定の交付、検認又は更新、認定証の返還、再交付申請 ത 受理、返還(再交付後) (24) 法による特定疾病の保険者の認定申請の受理、認定 (25) 特定疾病受療証の交付、返還、検認又は更新、再交付申請、返還(再交付後) (26) 法による高額療養費の支給申請の受理、支給 (27) 法による高額介護合算療養費の支給申請の受理、支給、通知、交付申請の受理、交付 (28) 他の法令による医療に関する給付との調整 (29) 出産育児一時金の給付又は葬祭費若しくは葬祭の給付 (30) 特別の事情に関する届出の受理及び確認 (31) 一時差止に係る保険給付額からの滞納保険料の控除の通知 (32) 第三者の行為による被害の届出の受理及び確認、損害賠償請求金の徴収又は収納 (33) 国民健康保険料(税)の賦課・徴収関係(特別徴収)・減免の申請の受理、減免、猶予の申請の 受 理、納付猶予 (34) 国庫補助等の算定 (35) 修学中の者に関する届出の受理及び確認 (36) オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理、機関別符号の取得等

国民健康保険システム

宛名管理システム

団体内統合宛名システム

中間サーバー

国保総合システムおよび国保情報集約システム

医療保険者等向け中間サーバー等

住民税課税支援システム

#### 2. 特定個人情報ファイル名

国民健康保険情報ファイル

#### 3. 個人番号の利用

③システムの名称

番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44

法令上の根拠

<オンライン資格確認の準備業務>

番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番44

番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第24条

国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

### 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

				<b>&lt;選択胶</b> >
①実施の有無	[	実施する	]	1) 実施する 2) 実施しない
				3) 未定

番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表

(第2条の表における情報提供の根拠)

2 、 3 、 6 、 13 、 16 、 19 、 27 、 38 、 42 、 48 、 56 、 65 、 69 、 83 、 87 、 101 、 105 、 125 、 131 、 137 、 141 、 145 、 158 、

161、164、166、173 の項

(第2条の表における情報照会の根拠)

69、70、71、160の項 ②法令上の根拠

<オンライン資格確認の準備業務>

番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関

別符号を取得する等)

国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

#### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長

### 6. 他の評価実施機関

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 請求先

藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター

0466-50-3567

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 連絡先 藤沢市役所 福祉部 保険年金課 総務・財務担当

0466-25-1111(内線3248)

9. 規則第9条第2項の適	]適用した	
適用した理由		

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>				
いつ時点の計数か		令和6年12月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		<選択肢> [ 500人未満 ] 1) 500人以上 2) 500人未満				
いつ時点の計数か		令和6年12月1日 時点				
3. 重大事故						
	内に、評価実施機関において特定個 する重大事故が発生したか	<選択肢> [ 発生なし ] 1) 発生あり 2) 発生なし				

## Ⅲ しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類					
3) 基礎項目 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書に				なび重点項目評価書 なび全項目評価書 リスク対策の詳細が	
記載されている。					
2. 特定個人情報の入手(	情報提供ネットワークシス	くテムを通じた	と入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい		
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務 に必要のない情報との紐付 けが行われるリスクへの対策 は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[  十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		
4. 特定個人情報ファイル	の取扱いの委託		1	]委託しない	
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分 か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい		
5. 特定個人情報の提供・移転	伝(委託や情報提供ネットワ	ークシステムを	を通じた提供を除く。) [	]提供・移転しない	
不正な提供・移転が行われ るリスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい		
6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続		[ ]接続しない(入手) [	]接続しない(提供)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れてい 2)十分である 3)課題が残されてい		
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1) 特に力を入れてい 2) 十分である 3) 課題が残されてい		

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
8. 人手を介在させる作業			[ ]人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[ 十分である	]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
判断の根拠	在させることはないが、住民基イナンバー利用事務におけるマイナンバー取得の徹底や、付行うことを厳守している。また、	本台帳の マイナンハ 主基ネット 上記以外	を台帳から宛名システムを介して取得しているため、人手を介し登録が無い者のマイナンバー登録や副本登録の際には、マバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、本人からの照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会をの局面で、特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在す的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられ		

9. 監査				
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[ ] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・	啓発			
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている	]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと表	えられる対策	[ 0 ]全	項目評価又は重点項目評価を実施す	る
最も優先度が高いと考えら れる対策	3) 権限のない者によって 4) 委託先における不正が 5) 不正な提供・移転が行 6) 情報提供ネットワーク	事務に必要のない情で不正に使用されるリスな使用等のリスクへのでいれるリスクへの対策であるリスクへの対策であるような通じて目的でステムを通じて不正い・滅失・毀損リスクへ	対策 対策 を受託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策	] を除く。)
当該対策は十分か【再掲】	[	]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠				

所 項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	本評価書による事務の開始は、システム再構			
表紙 特記事項	楽後の連用開始を予定している令和3年1月 からとなるため、新規に評価書を作成していま す。このため、令和2年12月末までは、現行評 価書による運用となります。	(削除)	事後	
I 関連情報 5.評価実施機関における担 当部署 ①部署	福祉健康部 保険年金課	福祉部 保険年金課	事後	
I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉健康部 保険年金課 0466-50-3520	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 保険年金課 総務・財 務担当 0486-25-1111(内線3248)	事後	
I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法第19条の改正に伴う 変更
II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和2年3月17日 時点	令和4年12月2日 時点	事前	重点項目評価書の再実施に 合わせて再実施するもの
II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和2年3月17日 時点	令和4年12月2日 時点	事前	重点項目評価書の再実施に 合わせて再実施するもの
I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 42、43、44、45の項	(別表第二における情報照会の根拠) 42、43、44、45、121の項	事前	制度改正に伴い、新たに情報連携を実施するため、事前に評価の再実施をするもの
II しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和4年12月2日 時点	令和5年12月4日 時点	事前	重点項目評価書の再実施に 合わせて再実施するもの
II しきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年12月2日 時点	令和5年12月4日 時点	事前	重点項目評価書の再実施に 合わせて再実施するもの
	番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一 項番30	番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番 44		
I 関連情報	<オンライン資格確認の準備業務> 番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第一	<オンライン資格確認の準備業務> 番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表 項番	## 44	番号利用法の改正に伴う変
法令上の根拠	項番30 番号法別表第1の主務省令で定める事務を定 める命令 第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	44 番号法別表の主務省令で定める事務を定める 命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2 項	争议	更
I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の模拠) 1,2,3,4,5,12,15,17,22,26,2 7,30,33,39,42,59,82,78,80,8 7,93,97,106,109,1200項 (別表第二における情報照金の模拠) 42,43,44,45,1210項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (第2条の表における情報提供の根拠) 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、65、83、87、101、105、125、131、137、141、145、158、161、164、166、173 の項 (第2条の表における情報照金の根拠) 89、70、71、160の項	事後	番号利用法の改正に伴う変更
IVリスク対策 8 人を介在させる作業	新規	十分である	事後	様式変更に伴う変更
IVリスク対策 8. 人を介在させる作業 判断の複数	新規	マイナンバーについては、原則住民基本台機 から見名システムを介して取得しているため、人手を介在させることはないが、住民基本台 登録の際には、マイナンバーは利用事務におけて、マイナンバーは利用事務におけて、マイナンバーは、日本のでは、マイナンバーは利用事務におけては、は基本が、国金を行う部には本情報ファレビルである。と考えた、上記以外の局面で、特定値 マレている。また、上記以外の局面で、特定値 は、接触、火体観を形成が、に関して手作業が介定する場合は、接触、アは関心を開発した。人為的されが発き、は、接触、アイサンドルであると考えられる。	事後	様式変更に伴う変更
IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	新規	〇全項目評価又は重点項目評価を実施する	事後	様式変更に伴う変更
II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年12月2日 時点	令和6年12月1日 時点	事前	重点項目評価書の再実施に 合わせて再実施するもの
II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年12月2日 時点	令和6年12月1日 時点	事前	重点項目評価書の再実施に 合わせて再実施するもの
I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを 取り扱う事務 ②システムの名称	国民健康保険ンステム 現名管理システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー 国保総合システムおよび国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等	国民健康保険システム 宛名管理システム 可は内統合宛名システム 中間サーバー 国保総合システムよび国保情報集約システム 医徴保険者等向け中間サーバー等 住民稅譲税支援システム	事前	業務の見直しに伴い使用するシステムの追加となったため、事前に提出するもの
	国形理理律院及は「ト」は「たいう」、国民報 集保険法告行・ 国民健康保険と施行規則、 最沢市国民健康保険を例、都沢市国民健康 最沢市国民健康保険を例、第2市国民健康 健康全験に対して次の手場をそ行っている。 (1) 国民健康保険保険者部の受理、申請内容の 確認 都沢市は行政手続における特定の個人を維 別する法律の人 別する法律の人 別する法律の人 別する法律の人 別する法律の人 のよう、の親生にはい、特定個人	国民理様保証は下いましていう、国民電 保保法法符で、国民健康保証施行限制、 確保市団民健康保険条例、施活市国民健康 保険条例除行規則、基づき、国民健康保験に 関する事務として次の手続きを行っている。 (1) 国民健康保険特権認事等の交付 (2) 現代機能要換権経認事等の交付 (2) 現代機能等等交付申請の受理、申請内容 の確認 高沢市は行政手続における特定の個人を維 別するための番号の利用等に関する法律以 所するための番号の利用等に関する法律以 下書等去という。の理定に似い、株学個人		
I 基本情報 1 特定個人情報ファイルを 配込事務 ②事務の内容	下番号よという。)の規定に従い、特定個人 保験を次の事務で即り扱う。 (1) 市医即村の区域内に住所を有するに至っ たことによる配置機能を繋がの様保体者の資格 での上による配置しか要現。確認 (2) 主第6条号をは該当しなだったことによる 国民機能を終め、確保体者の資格取得に係る 届出の受現。確認 (3) 世帯生の変更の帰出の受現。確認 (3) 世帯生の変更の帰出の受現。程 (3) 世帯生の変更の帰出の受現。 (4) 市医町村の屋切内に信所を有しなくなった。 ことによる機能検者の資格表大に係る届出の (3) 世帯との変更の保証の場所となる。 (3) 世帯との変更の保証の場所となる。 (3) 世帯との変更の保証の場所となる。 (4) 市医町村の屋切内に信が表すしている。 (4) というというというというというというというというというというというというというと	下番号法という。)の規定に従い、特定個人 情報を次の事務で取り扱う。 (1) 市医町村の区域内に上折だ者するに至っ たことによる配置機能等級的破談機者の資格 の2 法第6条号を日該当しななったことによる 国民機康保険の破談器者の資格の資格。 (3) 世帯生の変更の届出の受現。確認 (3) 世帯生の変更の届出の受現。確認 (4) 市医町村の延期へ任節を有しなくなった。 ことによる機能験者の資格表失に係る届出の (5) は一般の野村の屋内では一般の野村の (5) は一般の野村の (5) は一般の野村の (6)	事後	その他の項目の変更であり 事前の提出・企表が最易付けられない
	東日 表标記事項 表标記事項	乗組	###	### 1